

せん せい しょ
宣 誓 書

りょう しん したが ほん とう
良心に従って本当のことを

もう あ
申し上げます。

し かく
知っていることを隠したり、

もう あ
ないことを申し上げたりなど、

けっ
決していたしません。

い じょう ちか
以上のとおり誓います。

氏 名

林 俊 孝

印

本人調書

裁判所書記官

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示 平成19年ワ第1263号
期 日 平成19年10月1日午前10時00分
氏 名 林 俊 彦
年 齢 60歳
住 所 [REDACTED]

宣誓その他の状況

裁判官は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

原告代理人

甲第12号証を示す

- 1 この陳述書は私が保全処分をする前に書いたものですが、内容はこのとおり間違いありません。アークエンジェルズ（以下、「原告」という。）は平成17年10月1日から活動を始めました。主に犬を対象にしておりました。
- 2 原告の活動は、まず大阪池田の犬の繁殖場の崩壊により残犬およそ250頭を処分するということがありましたので、それらを救うため犬の所有権を譲渡してもらい、病気治療等をし里親を探しました。50頭ぐらいを助けました。これは原告の設立のちょっと前のことです。
- 3 次が、大阪ヨーキーの繁殖場の崩壊、小型犬50頭弱を助けました。
- 4 次が、本件の「ひろしまドッグパーク」の件です。
- 5 次に、大阪ブルセラ事件、和泉市の繁殖業者の崩壊により、人畜感染症のブルセラ乾癬症に罹患した犬を大阪府は公衆衛生上の問題から、全頭処分と、安楽死させるという方針だったので、原告の活動により、陽性犬120頭は処分されましたが、陰性犬140頭については処分されずに府が里親探しをしました。
- 6 次が、神戸疥癬犬のレスキューです。疥癬というのは、これも人畜感染症で、神戸で個人の方が60頭飼っておったんですが、近隣から苦情

が出て、その個人の方が神戸の保健所に相談され、そこで原告を紹介されご相談されましたので我々がレスキューしました。

甲第17号証を示す

- 7 原告の収支のことは会計士にお願いしていました。口座の名義も原告代表者林俊彦ということで私個人とは区別していました。
- 8 原告の定款には、年に1回総会を開催することが記載されていますが、平成19年5月も定数に達せず開催できませんでした。現在会員数は100名ぐらいです。理事会は開かれていました。本来、総会で理事の選出が行われるのですが、総会が開かれていませんので、実際には、辞める場合、辞意の表明、申し入れて、理事の承認を得るということでした。理事会が日常の業務をこなしていました。
- 9 私の妻の加津子が統括をしていましたが、それ以外、私の身内は理事にはいませんでした。
- 10 「ひろしまドッグぱーク」のレスキューのきっかけは、一広島市民からの通報です。平成18年9月頃に繁殖場の崩壊があり、現場を見に行きましたところ、とんでもない広さのところでした、なんとか助けなければならないと思い、そのとき十数頭譲渡を受け獣医さんに健康チェックを受け、その資料を基に告発対象にもっていくわけです。「ひろしまドッグぱーク」は、大前が土地建物を所有し、武田が動物取扱業者、この二人で経営していました。武田は繁殖業を、大前は市内にペットショップを持ち、また産廃業者でもありました。開園当初は入場者数もあったようですが、だんだん減っていき経営もできなくなって、犬が栄養失調等にかかったようです。

甲第2号証を示す

- 11 犬の所有者である武田から、放置していたら死んでしまうようなひどい状況の犬を私どもが引き取って治療して里親を探すという話で無償で譲り受けました。犬は580頭ぐらいいましたが、ほとんど全頭健康ではなく獣医に診せて皮膚病等治療をし、中には死んでしまった犬もいますが、ほぼ助けました。
- 12 当初、「ひろしまドッグぱーク」を平成19年3月に立ち退くということで、その間に譲渡替え等手続を進めるつもりだったのですが、土地

所有者の大前とトラブルを起こし、平成18年12月末に出ると、それにそこで越冬することに不安もありましたので明け渡し時期が早まりました。

13 500頭もの犬、私が育てるつもりではなく、犬を大切に家族として扱ってくれる人を里親として探し、その後の監督もしていました。

14 団体譲渡とは、長年活動されている団体で、原告と同じような考えをお持ちの団体に5～10頭を預け、そのルールに従って里親探しを依頼することもあります。その際、その団体を信用していますので、里親のチェックまではいたしません。個人の場合においては、面談し犬に対する姿勢、飼育環境を見て、2週間お試し期間を設け、譲渡後でも適正な飼育をしているかどうか巡回し、もし適切でなければ犬を原告に戻してもらうという規程もつけてました。

15 被告とは、5年前に被告の訓練学校に犬を預けて訓練してもらったのが知り合うきっかけです。その後はお預けはしていませんでした。本件については、被告から、テレビで見ました、大変なことになっていますね、何か手伝えることはありますかという連絡がありました。そこで、大阪で倉庫等、犬や物資を置く場所を探してくれるよう依頼しましたところ、不動産屋に当たってくれました。実際にお預けする直前の話は、被告の店で預かれるということだったので、一時のことだからお願いしましょうと私の指示で妻と被告が電話で話していました。被告は陳述書でお譲りするという言葉が使われていますが、大きな勘違いです。その18頭については里親がほぼ決まっていたし、あくまで私たちが掃阪するまでの一時的な預かりです。大阪事務所が無人だったので、一時的に被告に預けただけで、そのことは被告にも伝わっていました。私たちは、被告に預けた一週間後ぐらいに掃阪しました。

甲第11号証を示す

16 この目録の犬が被告に預けた犬です。このうち仮処分時に引き取った犬は、No.3, 15, 16, 17の4頭です。12, 18のMIXとあるのは雑種のことです。

甲第14号証を示す

17 返却してくれない犬で被告の占有にないという犬について損害賠償と

ということで金額を出したのは、この本に基づいて出しました。

甲第10号証の1の1～10の3を示す

- 18 飼育するとなると30日以内に蓄犬登録を自治体にし、これがいわゆる人間で言う戸籍になります。それで鑑札をもらい犬に付けます。それから年に1回の狂犬病のワクチンもしています。注射をしていないのは、獣医の健康チェックで何らかの異常がありワクチンを打ってないという趣旨です。

被告代理人

- 19 現在、会員が100名ということですが、その内訳をおっしゃってください。
手元に会員名簿がありませんので分かりません。

- 20 定款を作成されたのが平成18年6月30日ですが、いつから会員募集をされましたか。

覚えていませんが、「ひろしまドッグパーク」の前ぐらいだと思います。定款はNPO法人にするべく用意しました。

- 21 どういう方法で募集されましたか。

3パターンの会費額が違う会員を募集しました。

- 22 役員はどういうふうにしたんですか。

発起人が数名いたんですが、そのものが理事になりました。

- 23 定款には、総会で正会員の中から理事を選任するとありますが、総会で決定したわけではないんですね。

総会では選任していません。

- 24 総会はこれまでに開催されていないんですか。

はい。

- 25 実際に会費を払っている方は何名おられますか。

分かりません。

- 26 月払いですか、年払いですか。

両方あります。

- 27 会費の管理はだれがしているんですか。

私と他のスタッフです。

- 28 会費受入口座があるんですか。

はい、アークエンジェルズ代表者林俊彦名義で郵便局と銀行と両方に

あります。

29 いつ開設したんですか。

記憶にありません。定款作成時にはまだなかったんでそのあとだと思います。

30 「ひろしまドッグパーク」の寄付金受入口座も別にあるんですか。

会費受入口座と同一です。

31 平成19年5月に総会を開催する予定だったんですか。

はい。

32 それはどういうふう案内されたんですか。

メールとファックスだと思います。

33 その事務はどなたがされたんですか。

私とスタッフが会員名簿に従ってやりました。

34 現在の役員にあなたの身内の方がおられますか。

妻の加津子が常任理事ですが、加津子の母の川端満里子及び弟の川端修は監事です。

甲第15号証の1を示す

35 平成18年11月26日の理事会の議事録ですが、開催された場所はどこですか。

広島の現場の事務所内だったと思います。

36 議事録は、いつ作成されましたか。

この理事会のあとに私が作成しました。

37 あなたと林加津子さんの署名がありますが、加津子さんが署名したのはいつですか。

分かりません。

38 署名捺印された完成された議事録を見たのはいつですか。

11月26日以降だと思います。

甲第15号証の2, 3を示す

39 それぞれ議事録の署名捺印の時期は分かりますか。

これらは大阪で開催しました。署名捺印した時期は分かりません。

40 甲15の3の議題1, シェルター建設計画とは何ですか。

保護犬の収容施設を開設しようと滋賀県に用地を取得しました。

4 1 その土地の登記名義人はどなたですか。

私です。

4 2 それは理事会で決まったことですか。

理事会の項目にはなかったかもしれません。

4 3 あなたの名義にすることについて、他の理事と相談、協議されましたか。

いいえ。

4 4 寄付金の納入口座からあなた個人名義の口座に1050万円移しましたね。

はい。

4 5 それは他の理事と相談されたんですか。

はい。使用目的が違うので、会計勘定を別にしないと分からなくなる項目がありますんで、その目的のために移しました。具体的に言いますと、「ひろしまドッグぱーク」で保護された犬の避妊、去勢術として雄犬15000円、雌犬20000円、里親に対して助成金支給という形で私の個人の郵便局の口座を里親への振込専用口座にしたものです。

4 6 原告のお金の管理はだれがしているんですか。

私です。

4 7 カードも通帳もですか。

はい。

4 8 現金の出入れについて、出納帳はありますか。

はい。

4 9 甲第2号証の放棄同意書によると「ひろしまドッグぱーク」内にいた所有権を放棄した犬は472頭ということですが、あなたの証言によると犬は580頭いたんですね。

はい。

5 0 増えた犬について、譲渡契約書、放棄書はありますか。

獣医のところのいた犬等が増えた分です。その増えた犬について大前と口頭で譲渡の話はありましたが、書面ではありません。

5 1 その時期はいつですか。

9月です。

5 2 これらの犬について、勘定科目残高一覧表に計上されていますか。

いいえ。

甲第17号証を示す

53 たな卸資産、約280万円というのは何ですか。

シャツやカレンダーや帽子など、原告が寄付金以外に収益事業として行なっている商品のたな卸です。

54 犬は資産には入らないんですか。

入りません。金銭評価しません。

甲第14号証を示す

55 有償譲渡もあるんですか。

生体販売しているところはあります。我々とは違います。

56 あなたの奥さんと被告との電話でのやり取りをあなたは聞いていたんですか。

はい、横で聞いていました。

57 奥さんはどんなことを言っていましたか。

被告から協力申入れをしていただいて、犬を預かってくれる話が進んでると思いました。具体的な言葉は分かりませんが、意味合いは分かりました。

58 12月16日に広島から豊中へ運んだ犬は何頭ですか。

10頭です。

59 その日、あなたも準備はされたんですか。

私は事務所にいたと思います。積み込み作業はしていません。

60 この犬たちは大阪へ連れて行くんですか、という話が出たことは知っていますか。

知りません。

61 あなたのほうで、大阪のドッグトレーナーの居る団体のところへ行くと言われたことはありますか。

いいえ。

62 周りの人に本件についてあなたが話したことはありますか。

別にありません。

63 加津子さんはどうですか。

加津子、藤井、大西は被告のところに連れて行くのは知っていました。

64 今回、あなたが受けた損害ですが、まず犬を返してほしいということですね。

はい。

65 返さないと損害が出ると。甲第14号証に書いてあるのが実際の売買の価格だということですか。

と思います。

裁判官

66 あなたが、今、人定質問で述べられた住所地と、訴状記載の住所地が異なりますがどういうことですか。

都島区片町は免許証記載の住所です。ここが実家です。

67 甲第1号証の第2条にある団体の主たる事務所、ここがあなたの正確な住所ですか。

はい、事務所兼自宅です。大阪の事務所はここ1箇所です。

68 ふだんは人が何人か常駐されているんですか。

はい。

69 仮処分の際、申立は18頭全部されたと、その内、現状を確認できたのが4頭であって、それは執行官保管されているということですか。

はい。

70 保全処分自体については18頭全て認められたんですか。

はい。

71 本件で問題になっている18頭の里親については、原告内にある名簿等を確認すればすべて分かりますか。

はい。

72 あなたは、被告と直接会話されたんですか。

12月20日の引き渡してもらえないときに副代表から私宛に電話があったので、被告に替わるよう言ったところ、被告から話す必要はないと言われましたので、直接に話はしていません。

73 総会の開催の手続について、あなた自身は何をされたんですか。

案内文書の作成とメールの送信を数件いたしました。

甲第15号証の1～3及び甲第18、19号証を示す

74 甲第18、19号証には日時や場所の記載がありますが、甲15号証にないのはなぜだか分かりますか。

日にちや場所が抜けてると理事に指摘され、入れるようになったと思います。

75 団体譲渡という意味ですが、犬を譲り渡す相手方が団体だということですか。
はい。

76 譲渡する犬の頭数は関係ありませんね。

はい、団体として活動されている方に任す場合を言います。

77 平成18年12月17日以後に、被告から、譲ってくれてありがとうという趣旨の電話等ありましたか。

いいえ。

78 本件の18頭を取得するに当たって対価を払いましたか。

14頭については武田さんから譲渡を受けましたが、対価は払っていません。4頭については大阪市から譲り受けましたが、これも対価は払っていません。

79 譲渡契約を結ばれる際はどうか。

犬の費用としてはいただいてませんが、その犬に実際にかかる費用、避妊、去勢術代、狂犬病予防法に基づく予防注射代、鑑札代、登録代、ワクチン代など直接的な経費については負担願うようにしております。通常は、私どもがそれらを行なってその実際にかかった費用を里親のほうからいただくという手続です。本件では、全国からの多大なご寄付がありますので、余剰金というのが出ましたので、里親さんのほうでそれらをしていただき、助成金ということでお支払いしました。

甲第14号証を示す

80 これは、いつ頃の本か分かりますか。

分かりません。

81 本件の18頭は、血統書付きですか。

いいえ。

82 ペットショップなどでは、血統書のあるなしで違う価格が設定されているのかどうか知っていますか。

知りません。

83 本件の18頭について、劣悪な環境下にいた犬ということで健康状態が悪い等あったということですが、仮に市場で売るとなると価格が甲14の基準からは下がるのではないかということはありませんか。

そのように考えられることもあると思います。

原告代理人

甲第9号証の1～4を示す

84 里親に渡す場合には、こういう書類を一緒に渡すんですね。

はい、譲渡契約書、狂犬病の鑑札、名義変更のための書類、ワクチンの証明、狂犬病の番号、すべてそういうのを渡します。

85 今回、被告に預ける際にこういう書類を渡しましたか。

いいえ。

以上